

随意契約理由書

件名	(仮称)北校、(仮称)南部コラボセンター建設工事に伴う家屋事後調査委託(西工区)
契約の相手方	(株)公共補償設計大阪営業所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	<p>本業務は、令和5年3月に竣工の(仮称)豊中市立北校建設工事、(仮称)豊中市南部コラボセンター建設工事により、近隣の家屋に工事による影響の有無を確認するため、家屋事後調査を行うものです。</p> <p>本調査は、工事前に調査区域内にある家屋の亀裂の状態や傾斜の程度を写真撮影やスケッチで調査したものと工事後の調査との比較から損傷部分の変化を調べるものであり、前後の業務が密接な関係、かつ、前業務内容が本業務委託に重大な影響を及ぼすと認められます。また、期間の短縮及び経費の削減が確保できることから、事前調査と同一の調査会社である(株)公共補償設計大阪営業所と上記根拠法令に基づき随意契約するものです。</p>
備考	

随意契約理由書

件名	(仮称)北校、(仮称)南部コラボセンター建設工事に伴う家屋事後調査委託(東工区)
契約の相手方	(株)KEISIN
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	<p>本業務は、令和5年3月に竣工の(仮称)豊中市立北校建設工事、(仮称)豊中市南部コラボセンター建設工事により、近隣の家屋に工事による影響の有無を確認するため、家屋事後調査を行うものです。</p> <p>本調査は、工事前に調査区域内にある家屋の亀裂の状態や傾斜の程度を写真撮影やスケッチで調査したものと工事後の調査との比較から損傷部分の変化を調べるものであり、前後の業務が密接な関係、かつ、前業務内容が本業務委託に重大な影響を及ぼすと認められます。また、期間の短縮及び経費の削減が確保できることから、事前調査と同一の調査会社である(株)KEISINと上記根拠法令に基づき随意契約するものです。</p>
備考	